

令和7年度 沼田市立池田小学校「いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

①学校教育目標

【基本目標】

自ら考え 正しく判断し 行動できる 児童の育成

【具体目標】

- ・自分から進んで学習できる子ども (知)
- ・思いやりのある子ども (徳)
- ・体をきたえる子ども (体)

②いじめ防止のための目指す児童像

- ・自分も友達も大切にできる児童 (いつも笑顔)
- ・感謝の気持ちをもって生活できる児童 (元気なあいさつ)
- ・友達のよさを認め素直に賞賛できる児童 (誰にもやさしい)

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童が一定の人間関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止生徒指導委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当（養護教諭）…定例会参加
担当学年担任、特別支援教育コーディネーター、S C、P T A本部役員…定例会には参加しない

<組織の主な役割>

- ①いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ③年間計画に位置づけられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証
- ④「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

<開 催>

月初めに構成員で定例会を実施し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

2 未然防止にむけた取組

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) 「わかる」授業づくり ～すべての児童が参加・活躍できる授業の実現に向けて
 - ・生徒指導の3つの機能（「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」）を生かした授業づくり。
 - ・授業を担当するすべての教員により、授業改善に向けた公開授業を実施する。
 - ・授業のねらいの明確化と振り返り活動の充実。
- (2) 学習規律の徹底 ～児童が困らないようにするための居場所づくりに向けて
 - ・忘れ物をしない
 - ・チャイム着席
 - ・授業中の正しい姿勢
 - ・発表の仕方、聞き方の指導
- (3) 学習集団づくり ～児童の居場所づくり・絆づくりにに向けて
 - ・話し合い活動の充実
 - ・学級活動の充実
- (4) 児童会活動の充実
 - ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、本校においては、いじめ防止に向けたスローガン『いじめゼロ！みんな仲良し 池田の子』を掲げ、学校全体として統一した取組を進める。
 - ・児童がいじめ防止に向けてできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。
- (5) 環境づくり
 - ・一人一人の児童が、学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。
 - ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」や「いじめ防止ポスター」等を掲示する。
 - ・学校行事や児童会活動等で、児童が活躍した様子の掲示する。
- (6) 道徳教育・人権教育の推進、命を守り育てる教育の充実
 - ・規範意識、友情、思いやり、公正公平など、さまざまな道徳的価値について、じっくりと考え、考えを深められるように「特別な教科 道徳」を充実させる。
 - ・「特別な教科 道徳」を核として、教育活動全体を通して児童の道徳性を育む。
 - ・お互いのよさや違いを認め合える指導を充実させる。
 - ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
 - ・命の尊さを理解させ、自己有用感を高める積極的な生徒指導を充実する。
- (7) 自然体験、交流体験、社会体験の充実
 - ・「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など6年間を見通して体系的・計画的に実施する。
 - ・異年齢交流などを計画的に展開し、リーダーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気づかせたりする。
- (8) インターネット等を通じて行われるいじめに関わる対策
 - ・情報モラル教育の計画的な推進及び児童・保護者に対して注意を喚起していく。
 - ・保護者に対して十分な啓発を行い、家庭での指導を促す。
 - ・家庭でのゲームやネットのルールの確認や見直しを児童や家庭に促す。
- (9) 家庭・地域および学校間の連携
 - ・個別面談を実施する等、個に応じたきめ細かな対応を推進する。
 - ・小中連携会議において、生徒指導に関わる情報交換を行い共有化を図る。

3 早期発見にむけた取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することである。そのためには、教師がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談やいじめアンケートを実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの早期発見に努める。

(1) 児童の声に耳を傾ける

- ・朝の会、帰りの会、授業中等の観察
朝や帰りの会での児童のつぶやきや表情、朝の健康観察、保健室等での様子
- ・教育相談の実施
年2回（5月、11月）に実施
- ・いじめアンケートの実施（複数の目でチェック）
毎月最終週に実施
- ・悩み相談箱の設置
校長室前に設置し、速やかに対応（日直が毎日点検する。）
- ・ノート・日記指導
生活ノートや学級日記などから交友関係の実態や悩みを把握

(2) 児童の行動を注視する

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- ・児童の気になる変化や行為について、職員間の情報を共有する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- ・学年懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- ・いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける。

4 早期解消にむけた取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長の指示のもと「いじめ防止推進委員会」が中心となり、「沼田市いじめ問題対策マニュアル」を参考にしながら迅速に対応し、事実確認、被害児童のケア、加害児童の指導等、問題の解消までを行う。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は「いじめ防止生徒指導委員会」を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

(2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。

- ① 重大事態が発生した旨を、沼田市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 沼田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 法を犯す行為が認められるときには、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

6 いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取り組み内容		取組上の留意点
	道徳・学活		
4月		○いじめ防止等の対策組織の設置 ○第1回委員会活動 ・年間計画、「池田小よい子の約束」の見直しと確認 ○職員会議にて施策についての共通理解 ○縦割り活動に関わる年間計画の確認 ○いじめに関するアンケートの実施 ○保護者会における「池田小よい子の約束」についての説明 ○SCによる面談(進級後の実態把握等) ○第2回委員会活動	・全職員が「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止に関する年間計画」を共通理解する。 ・保護者への周知を徹底する。
5月	1年 学活「友だちを大切に」 2年 道徳「おぼないりすさん」 3年 道徳「さと子の落とし物」 4年 道徳「さち子のえがお」 5年 学活「相手の気持ちを考えた言葉を使おう」 6年 学活「インターネットのマナー」 6年 道徳「言葉のおくり物」	○第3回委員会活動 ・アンケートの分析と対応を協議 ○職員会議にて生徒指導案件の共通理解 ○遠足を通じた人間関係作り ○いじめに関するアンケートの実施 ○人権の花運動(苗作り)	・いじめに関するアンケートの集計結果を委員会で共有し、課題があれば具体的に対応策を検討する。 ・児童会を中心に主体的にいじめ防止に向けて活動できるように具体的な支援をする。
6月	1年 道徳「もりのぶれげんと」 1年 学活「みんな仲良く」 2年 道徳「ありがとうって言われたよ」 2年 学活「あいさつと言葉づかい」 4年 道徳「ちこく」「いのりの手」 6年 道徳「心づかいと思いやり」	○第4回委員会 ・アンケートの分析と対応を協議 ・担任による相談活動についての検討 ○職員会議にて生徒指導案件の共通理解 ○担任による相談活動 ○いじめに関するアンケートの実施	・担任の教育相談活動を効果的に行う。
7月	1年 道徳「ぞうさんとおともだち」 4年 道徳「ええことするのは、ええもんや！」	○第5回委員会活動 ・アンケートの分析と対応を協議 ・担任による相談活動についての検討 ○職員会議にて生徒指導案件の共通理解 ○第1回学校評価の実施 ○人権の花運動(苗の植え付けや管理) ○ゲームやネットのルールの確認 ○教育相談(保護者対象) ○いじめ防止フォーラムへの参加(児童会)	・学校評価から、保護者、地域のいじめに対する学校の取り組みの検証。また、情報提供も呼びかけていく。

8 ・ 9 月	1年 道徳「はしのうえのおおかみ」 5年 道徳「古いバケツ」	○いじめに関するアンケートの実施 ○第6回委員会活動 ・アンケートの分析と対応を協議 ・2学期の取り組みの重点について確認 ○学校評価の分析、改善策の検討 ○職員会議にて生徒指導案件の共通理解 ○運動会の活動を通した人間関係作り ○いじめに関するアンケートの実施 ○学年旅行の活動を通した人間関係作り ○第7回委員会活動	・学期初めの実態調査と分析、二学期の取り組み(重点)の周知、徹底。 ・運動会を活用した保護者との連携強化。 ・学期の変わり目の人間関係の変化等を見逃すことなく未然防止に配慮する。
10 月	3年 学活「うれしい言葉を考えよう」	○第8回委員会活動 ・アンケートの分析と対応を協議 ○職員会議にて生徒指導案件の共通理解 ○児童会(各委員会)によるいじめ防止活動の話し合い ○担任・SCによる相談活動 ○いじめに関するアンケートの実施	・人間関係作りや望ましい集団活動について、児童自身に考えさせたり評価させたりして、他者理解への意識の高揚を図る。
11 月	1年 道徳「二羽のことり」 2年 道徳「くりのみ」 2年 学活「友達と仲良く」 3年 道徳「バスの中で」 3年 学活「友だちのよいところを見つけよう」 5年 学活「相手の立場を考えて」 6年 学活「友達から学ぼう」	○第9回委員会活動 ・アンケートの分析と対応を協議 ○職員会議にて生徒指導案件の共通理解 ○教育相談(保護者対象) ○児童会…いじめ防止活動の計画の検討 ○いじめに関するアンケートの実施	・教育相談、授業参観、懇談会等を活用した保護者との連携強化。
12 月	1年 道徳「学校の かえりみち」 4年 道徳「心と心のあくしゅ」 4年 学活「人権について考えよう」 5年 道徳「くずれ落ちたダンボール箱」	○第10回委員会活動 ・アンケートの分析と対応を協議 ○職員会議にて生徒指導案件の共通理解 ○人権週間の活動を通した人間関係作り ○児童会活動のふり返り ○第2回学校評価の実施 ○いじめに関するアンケートの実施	・人権集中学習(人権週間)といじめ防止強化月間を活用した取り組みの統合。
1 月	2年 道徳「ぐみの木と小鳥」 3年 道徳「いちばんうれしいこと」 5年 道徳「すれちがい」	○第11回委員会活動 ・アンケートの分析と対応を協議 ○職員会議での生徒指導案件の共通理解 ○学校評価の分析 ○いじめに関するアンケートの実施 ○いじめ防止子ども会議への参加(児童会)	・学年のまとめとなるよう、人間関係について目標を持たせ、意識して生活させるようにする。
2 月	3年 道徳「たつきゅうは四人まで」 4年 道徳「三つのつつみ」 5年 道徳「知らない間のできごと」 5年 学活「言葉について考えよう」 6年 道徳「ブランコ乗りとピエロ」	○第12回委員会活動 ・アンケートの分析と対応を協議 ○職員会議にて生徒指導案件の共通理解 ○「いじめ防止子ども会議」の報告会を実施 ○送る会の活動を通した人間関係作り ○担任・SCによる相談活動 ○いじめに関するアンケートの実施	・児童集会において「いじめ防止子ども会議」の報告を行い、児童の人権意識の高揚を図る。
3 月	1年 道徳「花の かんむり」 4年 道徳「にぎりしめた いね」 6年 道徳「最後のおくり物」	○第13回委員会活動 ・アンケートの分析と対応を協議 ・評価と次年度への課題を確認 ○職員会議にて生徒指導案件の共通理解 ○中学校との情報交換の徹底	・今年度の取り組みについての評価を行い、次年度の計画に反映させる。